

改正後	現行
<p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p>	<p>入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算については、<u>(1)の⑰</u>を準用する。</p> <p><u>⑩ 入所報酬告示第2の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、第2の2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、<u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援基準」という。）</u>に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」とい</p>

改正後	現 行
<p>(2) 取扱件数の取扱いについて</p> <p>基本単位の障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。）を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。</p> <p>上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p>	<p>う。）の文書による同意（同項第8号及び第11号）</p> <p>(三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）</p> <p>② 指定継続障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画の変更についての①の（一）から（四）に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p> <p>(2) 取扱件数の取扱いについて</p> <p>基本単位の障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。）を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害</p>

改正後	現行
<p>③ <u>機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて</u></p> <p><u>（一）趣旨</u></p> <p><u>機能強化型障害児支援利用援助費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</u></p> <p><u>（二）基本的取扱方針</u></p> <p><u>当該報酬の対象となる事業所は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること</u> <u>・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。</u> <p><u>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p><u>（三）児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについて</u></p>	<p>者等の数も取扱件数に含むものとする。</p> <p>上記方法により算定した取扱件数が 40 件以上の場合は、40 件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>は、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>ア 機能強化型障害児支援利用援助費（I）について</u></p> <p><u>（ア）（1）関係</u></p> <p><u>一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならないこと。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定障害児相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p><u>b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。</u></p> <p><u>c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。</u></p> <p><u>（イ）（1）の(一)関係</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方</u></p>	

改正後	現行
<p><u>針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>(g) その他必要な事項</u></p> <p><u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>c 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) (1)の(二)関係</u> <u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。</u></p> <p><u>(エ) (1)の(三)関係</u> <u>相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>(オ) (1)の四関係</u></p> <p><u>機能強化型障害児支援利用援助費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>(カ) (1)の内関係</u></p> <p><u>一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p><u>(キ) (1)の七関係</u></p> <p><u>当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を</u></p>	

改正後	現行
<p><u>行う指定障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>(ク) (1)の(八)関係</u></p> <p><u>当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(ケ) (1)の(九)関係</u></p> <p><u>取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</u></p> <p><u>また、取扱件数は、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。）を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で</u></p>	

改正後	現行
<p><u>除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p><u>(コ) (2)関係</u></p> <p><u>アの(ア)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの(イ)～(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(二)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、3名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>イ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(二)については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う</u></p>	

改正後	現行
<p><u>指定障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号口の(1)の(-)については、アの(イ)～(カ)まで、(ク)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号口の(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務</u></p>	

改正後	現行
<p><u>を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>ウ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(ニ)については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(一)については、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業</u></p>	

改正後	現行
<p><u>務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>エ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(2)については、専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(1)については、アの(イ)、(エ)、(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費の取扱いについても同様である。</u></p> <p>(2) 取扱件数の取扱いについて (削る)</p>	<p>(2) 取扱件数の取扱いについて <u>基本単位の障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を区分するための取扱</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(1) により</u>により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p>	<p><u>件数については、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。）を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p><u>上記方法</u>により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p> <p>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用援助費</p>

改正後	現 行
	<p>(Ⅱ) 又は継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>(4) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて</p> <p>継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。</p> <p>(5) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について</p> <p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に</p>

改正後	現 行
<p>4 初回加算の取扱いについて</p> <p><u>(3) 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であつて、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合</u></p> <p><u>なお、上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接</u></p>	<p>係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>障害児相談支援報酬告示1の注5の特別地域加算については、第二の2の(4)の②を準用する。</p> <p>3 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</p> <p>障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>4 初回加算の取扱いについて</p> <p>初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合</p>

改正後	現 行
<p><u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加</u></p> <p><u>(3) 手続</u> この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 特定事業所加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u> 特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p>

改正後	現 行
	<p><u>(2) 基本的取扱方針</u></p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること</u> <u>・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であること</u> <p><u>が必要となるものである。</u></p> <p><u>本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p><u>(3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 181 号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱については、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>① 特定事業所加算（I）について</u></p> <p><u>ア (1) 関係</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員であること。なお、3 名（主任相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児特定相談支援事業所の業務に支障がない</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>イ (2) 関係</u></p> <p><u>「障害児及びその家族に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>(一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>エ 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>オ アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>カ 障害児及びその家族からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>キ その他必要な事項</u></p> <p><u>(二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければ</u></p>

改正後	現行
	<p><u>ばならないこと。</u></p> <p><u>(三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u></p> <p><u>ウ (3) 関係</u></p> <p><u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</u></p> <p><u>エ (4) 関係</u></p> <p><u>主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u></p> <p><u>オ (5) 関係</u></p> <p><u>特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>カ (7) 関係</u></p> <p><u>取扱件数については、第四の1の(2)と同様である。</u></p> <p><u>② 特定事業所加算(Ⅱ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第2号ロの(2)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、3名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ロの（1）及び（3）については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>③ 特定事業所加算（Ⅲ）について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第2号ハの（3）については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの（1）及び</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>(2)については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>④ 特定事業所加算 (IV) について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所又は同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(1)及び(2)については、①のイ及びエ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>6 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(3) 手続</p> <p>情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しな</p>	<p><u>(4) 手続</u></p> <p><u>本加算を取得した障害児相談支援事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>6 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>障害児相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況(例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ)</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p>

改正後	現 行
<p>ればならない。なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。</p>	<p>(3) 手続</p> <p>情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。</p> <p>7 退院・退所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしてきた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p>

改正後	現行
<p><u>8 保育・教育等移行支援加算</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討に協力する場合、居宅への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。</u></p> <p><u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注</u></p>	<p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>中（１）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。</u></p> <p><u>（２）算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>当該加算は、（１）記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、１月につき障害児相談支援報酬告示７の保育・教育等移行支援加算の注中（１）から（３）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ２回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内においては、１月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u></p> <p><u>例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、１月に居宅を２回以上訪問し、面接を行いかつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u></p> <p><u>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は１回とする。</u></p> <p><u>また、当該加算は、利用者が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。</u></p> <p><u>ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定してい</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>る月は、当該加算は算定できない。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p>① <u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)を算定する場合は第4の6の(3)の規定を準用する。</u></p> <p>② <u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(2)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>③ <u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(3)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p><u>9 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</u></p>	<p><u>8 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。</p> <p>ア 障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援</p>

改正後	現 行
<p><u>10 集中支援加算について</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(2) 算定にあたっての留意事項</u></p> <p><u>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</u></p> <p><u>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者</u></p>	<p>学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>イ 連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>第四の7の(3)の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>やその家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</u></p> <p><u>障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、地方自治体等をいう。</u></p> <p><u>なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</u></p> <p><u>また、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>① 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、第四の8(3)の②の規定を準用する。</u></p> <p><u>② 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p><u>③ 障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)を</u></p>	

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>算定する場合は、第四の 8 (3) の③の規定を準用する。</u></p> <p><u>11</u> サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</p> <p>(3) 手続</p> <p style="text-align: center;"><u>第四の 10 (3) の②の規定を準用する。</u></p> <p><u>12</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p>	<p><u>9</u> サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>(3) 手続</p>

改正後	現 行
	<p>サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>10</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の障害児の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないもの</p>

改正後	現 行
<p>(2) 手続 第四の <u>13</u> の (2) の規定を準用する。</p> <p><u>15</u> 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</p>	<p>(1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) 手続 第四の <u>11</u> の (2) の規定を準用する。</p> <p><u>13</u> 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p>

改正後	現 行
<p>(2) 手続 第四の <u>13</u> の (2) の規定を準用する。</p> <p><u>16</u> <u>ピアサポート体制加算の取扱いについて</u> <u>障害児相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</u> <u>ア 障害者又は障害者であったと市町村が認める者（以下この16にお</u></p>	<p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-21に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害を有する障害児の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) 手続 第四の <u>11</u> の (2) の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>いて「障害者等」という。)</u></p> <p><u>イ 管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者</u></p> <p><u>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</u></p> <p><u>(1) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>ア 研修の要件</u></p> <p><u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u></p> <p><u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(イ) 16のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、市町村が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的と</u></p>	

改正後	現行
<p><u>する研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p><u>イ 障害者等の確認方法</u></p> <p><u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u></p> <p><u>(イ) 知的障害者</u></p> <p><u>① 療育手帳</u></p> <p><u>② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p><u>(ウ) 精神障害者</u></p> <p><u>以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</u></p> <p><u>① 精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p><u>② 精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）</u></p> <p><u>③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u></p>	

改正後	現行
<p>④ <u>自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</u></p> <p>⑤ <u>医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）</u> 等</p> <p><u>(エ) 難病等対象者</u></p> <p><u>医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</u></p> <p><u>(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法</u></p> <p><u>(2) 手続</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p> <p><u>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</u></p> <p><u>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</u></p> <p><u>17 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u></p>	

改正後	現行
	<p><u>14</u> 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p> <p>また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害</p>

改正後	現 行
<p><u>18</u> 地域体制強化共同支援加算の取扱いについて</p>	<p>児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>15</u> 地域体制強化共同支援加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、</p>

改正後	現 行
	<p>当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。</p> <p>なお、当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>